

地方税法施行規則の一部を改正する省令（記載要領） 新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式別表1 記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量（加熱式たばこの場合には、<u>法第74条の4第3項第1号</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。</p> <p>この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこにあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により<u>換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。</u>）及びその合計を末尾の欄に記載すること。</p>	<p>第16号様式別表1 記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量（加熱式たばこの場合には、<u>法第74条の4第3項第2号</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。</p> <p>この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p> <p>5 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこにあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により<u>計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。</u>）及びその合計を末尾の欄に記載すること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式別表2 記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定によ</p>	<p>第16号様式別表2 記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「売渡し又は消費等の合計数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定によ</p>

り換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

5 略

り計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

5 略

改 正 後

改 正 前

第16号の2様式記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

5～9 略

第16号の2様式記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

5～9 略

改 正 後

改 正 前

第16号の2様式別表1記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第16号の2様式別表1記載要領

1～3 略

4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

改 正 後

改 正 前

第16号の2様式別表2記載要領

第16号の2様式別表2記載要領

<p>1～3 略</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により<u>換算した紙巻たばこ</u>の本数の合計数の合計数量をいうものであること。</p> <p>5 略</p>	<p>1～3 略</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により<u>計算した紙巻たばこ</u>の本数の合計数の合計数量をいうものであること。</p> <p>5 略</p>
--	--

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の2様式別表3記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により<u>換算した紙巻たばこ</u>の本数の合計数の合計数量をいうものであること。</p>	<p>第16号の2様式別表3記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「数量」とは、紙巻たばこの本数、法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項の規定により<u>計算した紙巻たばこ</u>の本数の合計数の合計数量をいうものであること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第16号の5様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量（加熱式たばこの場合には、<u>法第74条の4第3項第1号</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。</p> <p>この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>	<p>第16号の5様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「数量」の欄は、紙巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこについては重量（加熱式たばこの場合には、<u>法第74条の4第3項第2号</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。</p> <p>この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>

6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこにあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

7 略

6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこにあっては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあっては、同条第3項の規定により計算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。

7 略